

# 中国の大学における学内居住方式の起源と展開

— 日中比較の観点から —

大 塚 豊

## 目 次

はじめに

### I. 前近代の大学の居住形態

1. 中国の古代大学の居住形態
2. 日本の前近代的高等教育機関の居住形態
3. 学内居住支援態勢

### II. 近代的高等教育機関の居住形態

1. 清末的高等教育機関の居住形態
2. 日本の近代的高等教育機関の居住形態
3. 民国期的高等教育機関の居住形態

### III. 戦時下的高等教育機関の居住形態

### IV. 建国前後的高等教育機関の居住形態

おわりに



# 中国の大学における学内居住方式の起源と展開

— 日中比較の観点から —

大塚 豊\*

## はじめに

中国の大学を訪れる日本人の目に新鮮に映るのは、単に教育・研究の場としての大学ではなく、学生と教職員の双方にとって文字どおり生活の場ともなっている大学の姿である。つまり、日本の大学と違って、中国の大学では学生に対して全寮制が採られるのに加えて、ほとんど教職員がキャンパスの中に住んでおり、関係者の「暮し」がごく自然に校内に納まっている大学の在り方に気づかされるのである。買い物かごから葱の端をのぞかせて宿舍へ急ぐ教授、金だらいを手に連れだつて学内の浴場に向かう学生たち、食事どきに教職員宿舍のエリアを歩けば何処の家からか漂ってくる美味しそうな香りなど、視覚、聴覚、嗅覚を通して、日本の大学では感じられない独特の風情を覚えることができる。中国の大学は一つの「小社会」を形成し、生活共同体としての色彩が色濃く残っているのである。

このように「生活」をキャンパスの中に取り込むことに伴う負担は大きい。学生寮や教職員宿舍ならびに生活関連施設の確保といった財政的負担や管理運営面で考慮すべき諸事項など、「生活」を切り離せば解消される問題は少なくない。1980年代に「走読生」、すなわち、学内の寮に住まず、通学する学生を受け入れることが一部で行われたのは、負担軽減のための試みであった<sup>1)</sup>。しかし、学生および教職員がキャンパス内に住むというこの特徴的方式は、すでに長年にわたる慣行となっており、容易に変わるとは思えない。

一方で、生活の場を共にすることの別の側面もあろう。学生指導において、教師と学生との接触やコミュニケーションはより直接的で緊密である。他に逃げ場がないからともいえるが、学生間の付き合い方も濃密にならざるを得ない。さらに、キャンパス内に住んでいるが故に行いうる活動や、それが故に設けざるを得ない規則もある。こうしたことは、人付き合いが一般に淡泊になり、個々人がバラバラに切り離された状況になりがちな日本の大学と比較することで、その意義や問題点がより明確に把握できよう。

小論では、こうした中国の大学における学生と教職員の学内居住方式に焦点をしぼり、その起源や定着のいきさつを解明する。なお、考察に際しては、関係者が学内に居住するか否かというこの点が、日中両国の大学間での際立った差異として把握しうることから、日本の「非居住方式」との対比を念頭に置きつつ論じることとする。

---

\* 広島大学 大学教育研究センター助教授

## I. 前近代の大学の居住形態

### 1. 中国の古代大学の居住形態

古代中国には西洋に勝るとも劣らない文明が存在し、遠く紀元前の時代から当時としての「学問の中心」となる教育機関が存在したことを記録の中に見いだすことができる。こうしたいわば古代大学は、今日われわれが「大学」としてイメージするものとは多くの点できわめてかけ離れていた。しかし、教師がいて学生がいて、彼らもやはり生活していたことは確かであり、本稿のテーマのような「居住」という人間の最も基本的営みに着目するとなれば、古代ないし前近代と近現代との境界を取り払い、そうした古代大学における居住形態にまで遡って考察する必要があるだろう。

古代大学の始まりをどの時代ないし何を以てするかを決めるのは容易ではない。しかし、少なくとも漢代になると、「太学」と呼ばれた古代大学の存在を確認しうる。原始3年（西暦3年）、平帝の宰相となった王莽は太学の教育を重視し、施設の充実を図った。その結果、『漢書・王莽伝』の沈欽韓注によれば、教師と学生のための講堂や宿舍はもとより、射宮や市、訴訟機関をもつまでになり、「教師と学生は同じ所に住み（学士同舎）、教師が出かけるときには遠近を問わず、すべて学生がお供をし、荷を担いだ（行無遠近皆随担）」という<sup>2)</sup>。また、『三輔旧事』には「（太学には）市あり獄あり<sup>3)</sup>」と記されており、その規模が偲ばれるとともに、中世ドイツ大学の学生牢（カルツァー）を想起させられ興味深い。その後、東漢の質帝の時代（146年）には太学の学生数は3万人余りに達し、当初学生はすべて太学の宿舍に住み、さらに学生が妻子を連れて太学内に住むこともできたが、やがて学生が増えすぎたために宿舍が不足し、学外に住むことも許されるようになったとされる<sup>4)</sup>。

古代大学は、太学、国学、国子学、国子監と時代による名称の変遷があり、また、官吏登用試験である科擧の隆盛の影で衰退したとはいえ、その後も存続し続けるとともに、どの時代にも学内に宿舍が置かれていたことに変わりはない。では、学内の宿舍に住むということは権利であったのか、それとも義務だったのであろうか。この点に関して、唐代の太学、国子学の学生には5月の「田暇」と9月の「授衣暇」の年2度、各1か月の長期休業が与えられ、この時だけ故郷に帰省することが許されていたことに注目したい。これは明らかに国子学内に住むことが学生にとっての義務であったことを示すものである。なお、これら唐代の2度の休暇に関しては、家が200里（100km）より遠い場合には、その距離に応じて休暇期間を延長し、さらに家庭に重大な事故の起こった場合にも休暇期間を延長しうるようになっていた<sup>5)</sup>。さらに休暇といえ、玄宗皇帝の天宝14年（744年）には、真夏の炎熱下に宿舍に住まう不便を考慮し、私邸や故郷に戻って勉学することを望む者については許されるとして、夏休みの規定が生まれている<sup>6)</sup>。

さて、易姓革命が頻発し、政情不安が続いた五代の後に中国を統一した宋王朝の時代には、科擧による人材選抜のみが重視され、学校での人材養成の興隆が図られないことを批判した范仲淹らによる「興学運動」の一環として、科擧試験の受験者は太学や国子学に500日以上住んで学習してから受験しうることにされ、科擧に不合格だった場合には学校でさらに300日学んだ後にはじめて再受験の資格が生じることになった<sup>7)</sup>。つまり、学内に住み学習することが科擧受験のための必須要件として課されたのであり、欧米大学において学位取得の条件の一つに一定期間の学内居住をもとめる

こと (residential requirement) や、後述するわが国の大学寮で寮外からの通学者には任官試験受験資格を与えなかったやり方との共通性を見いだすことができる。

かくして宋代には、中央集権的統治を強化するため、多くの知識人を必要とし、教育に力が注がれ、太学の充実が図られたが、そうしたいわば官立大学のみならず、中国古代における高度な学問研究や教育が行われた機関として書院、すなわち私塾が隆盛を遂げたのもこの時代の特色であった。初めのうち書物を所蔵する場所に過ぎなかった書院は、書物の内容の不明な点を講義することが行われているうちに、次第に教育機関としての性格をもつようになり、宋代に至って、この性格が明確に定まったのである<sup>8)</sup>。書院における教育は、個人の読書と研鑽を主とし、洞主、山主、山長などと呼ばれた書院の主宰者が学問を講じたが、こうした書院でも教師と学生が齋舎、つまり宿舎で起居を共にしつつ、学理の探究に励んだのである。

明代の国子監は相当大規模であったことが知られている。世宗の嘉靖年間に国子監の長たる祭酒の職にあった黄佐(1490~1560年)によって著され、国子監の沿革を記した『南離志』によれば、南京国子監では教師・学生・職員はそれぞれ別個に創られた宿舎に住み、病気にかかった学生のためには専用宿舎(「拓号舎」と称する)まで設けられ、そこで静養しうるようになっていたと伝えられる<sup>9)</sup>。こうした良好な居住条件から見れば、当時は関係者全員が学内に住むことになっていたものと推測しうる。

清代になると、国子監に521部屋の宿舎しかなく、とても学生全員は住めず、多くの学生が国子監外に住むといった事態も生じた<sup>10)</sup>。しかし、漢族から見れば異民族の王朝であり、清朝初期の国子監への入学者は漢族貴族の子弟に限られていたのに対して、乾隆2年(1737年)以降、明代国子監の制度をそっくり採用するようになってからは、宿舎をはじめとする設備の拡充が図られ、助教を学生とともに住ませ指導に当たらせることも行われたのである<sup>11)</sup>。

## 2. 日本の前近代的高等教育機関の居住形態

ところで、上述した唐代の学制の影響を強く受けて創設されたのが、わが国で7世紀から8世紀にかけて形成された大学寮であった。そして、この大学寮でもほぼ創設期から中国同様に学生の全寮制が採られていたことを窺うことができる。すなわち、871年制定の貞観式では、学生はすべて大学寮内に寄宿すべきことが規定されたのである。これより先の養老令(757年)の学令には寄宿制の規定は明文化されていないが、学令が学内での音楽や雑戯を禁じ、琴の演奏と弓術の練習のみを認めていることは、学生が大学寮内に居住することを予想した規定と考えられるという<sup>12)</sup>。

その後、平安時代の藤原政権下、この律令官人養成機関である大学寮に一族の子弟を大量に送り込むことをねらった藤原氏らは、自らの私的施設である勸学院などに子弟を収容し、衣食住を与え、そこから大学寮へ通学させることを考えた。しかし、創設以来、学生の寮内居住を旨とした大学寮の慣行が、こうした藤原氏らの横暴に対する歯止めとなった。藤原氏の勢力伸長を阻止しようとする勢力によって、871年制定の貞観式には、「およそ寮家に住せざるものは貢挙するを得され」、すなわち、大学寮外からの通学者には任官試験受験資格を与えないことが規定されたのである<sup>13)</sup>。但し、この居住要件の規定は、勸学院を大学寮別曹と認めさせることで骨抜きにされたという<sup>14)</sup>。逆に、

別曹の公認は、実質的に崩れかけていた全寮制を形式的に維持したのである。なお、寄宿舍としての別曹には大学寮学生以外の年少者も居住しており、年長者から初歩的教育を受けていた。別曹は、その所属学生のうち正式の任官試験を受けない者についても、地方官に推挙しうる特権をもつようにさえなるが、やがて別曹の運営基盤であった荘園の喪失が進む中で次第に衰微していった。他方、大学寮自体も教官職を世襲した氏族がそれぞれ独自に門弟を養成するようになると、教育の場として機能しなくなっていき、1177年の大火によって建物が焼失したことにより、最終的に消滅したのである。

清代と時代的に重なるのは、わが国では江戸時代であるが、当時の大学相当の教育機関の事例として昌平坂学問所やその前身である林家家塾、およびその他の教育機関での居住形態に触れておくことも無意味ではなからう。

元禄4年1月に発足した湯島聖堂の構内にあった林家の家塾について、『昌平志』には「北（庁堂の北端の西北隅）に列舎16間を環らし、学舎を横に其の後に構う。東西行十二間、南折して更に11間を構う。又縦にその西に24間を構う。<sup>15)</sup>」と記されており、これだけの舎屋に浴室、食堂、事務室兼用の員長舎もあったとすれば、収容しうる塾生はごく限られていたと考えられている。林家の家塾から幕府の学問所へと位置づけが変わった後、寛政4年（1792年）8月に建築された新庁舎は、「庁堂（外・正堂・儒員局庁・学生局二室）・斎室・学舎・職局（役人詰所）から賄所（庖厨）・風呂場までを具えた上に、教官住宅を新しく附設したいかにも行きとどいたものであった<sup>16)</sup>」。このように学問所の施設が拡大整備されたとはいえ、そこに受講者を全て寄宿させるというものでなかったことは明らかである。なぜならば、直轄学問所となるに及んで、入塾者が旗本・御家人に限られるようになったことで、彼ら旗本・御家人の自負と励みの気持ちをもり上げさせ、また、学問所の講義が学問吟味に応じる準備として利用されたこともあって、受講者数が大幅に増えていったからである。

また、わが国の近世に諸藩が運営した学校については、「家中藩士の通学に便なる郭内中枢の地に多く設けられ、また遠隔の諸侯の支族、または家老等は、各々その陪臣教育機関として郷校を采地に設立するものが多かったため、居寮生は極めて少なく、従って藩校内に居寮を有しない所もあり、また居寮生をおく意味も現今のそれとは異なっている<sup>17)</sup>」といわれる。藩校278のうち、寮のあったものは171、寮のなかったものは松代藩の文武学校など71、寮の有無が不明のところは37であった。

こうした各藩校の入学者が当該藩士に限られていたのに対して、入学についての地域的制限のなかった近世私塾では、塾生が塾内に寄宿することが多く、吉田松陰のように「正規の塾生は同じ屋根の下で起居をともにし、食物を分かち合うべし」を持論とする者もあったほどである。塾内の生活については、厳格な規則で縛られていた広瀬淡窓の咸宜園、伊東玄朴の象先堂、坪井信道の安懐堂などがある一方、緒方洪庵の適塾に代表される塾生の自由闊達な生活・学習状況が見られたところもあったが<sup>18)</sup>、いずれにせよ、塾内での生活全体を通じての師と弟子、弟子同士の切磋琢磨が大きな意味をもっていたことは確かである。こうした塾の在り方には、上述した中国の書院での教育を思い起こさせるものがある。但し、近世私塾は周知のとおり、後述する明治維新後の近代学校への連続性をほとんどもたなかった。

### 3. 学内居住支援体制

宿舍を設け、学生に食事や生活に必要な物資を提供するには相応の経費が必要となる。これに対する中国各王朝の姿勢は一律ではなく、きわめて積極的に対応する者がある一方、それほど積極的でない王朝もあった。

支援に消極的な例としては唐がある。唐代には教員の給与はその位階に応じて国庫から支出されたが、学生の食費や大学が必要とするその他の経費については何等の経常的経費が考えられておらず、そのため戦乱や自然災害が起こると、大学の運営経費にしわ寄せがいくという具合であった<sup>19)</sup>。

逆に積極的支援を行った典型は宋王朝であった。宋代の1040年には太学に対する固定的な経費支出に加えて、「学田」と呼ばれる農地を与えて基本財産とし、そこからの農作物や収入も大学運営に利用されることになったのである<sup>20)</sup>。続く明代の国子監の学生には食事が国から与えられた他、衣服、帽子、靴、寝具なども全て国の支給であり、既婚者には妻子の生活費用まで準備されていたという。但し、その生活に関する規律は厳格であり、勉学、起居、飲食、衣服、沐浴、休暇や国子監への出入りまで細かく規定されていたのである<sup>21)</sup>。清代にも国子監の学生には宿舍や食事、文房具などが国から支給されたが、その条件は明代には及ばなかったとされる<sup>22)</sup>。また漢族の王朝のみならず、征服異民族王朝である金や元においても、大学および学生に対する資金およびその他の援助がなされたことが伝わっている。例えば、金では泰和元年（1201年）以降、太学の学生一人当たりには60畝の農地や毎年粟30石を与えるという厚遇ぶりであり、このため学生が大いに増えたのである<sup>23)</sup>。

ちなみに、収入源としての田地の直接所有に関して、宋代の1040年に「学田」を設け始めた中国よりも日本は先んじていたと思われる。中国でも太学が創設された漢代と違って、唐代には学生支援のための経常的経費が設けられていなかったが、当初わが国の大学寮はそうした唐代の方式に倣ったと思われる<sup>24)</sup>。しかしながら、藤原仲麻呂の政権下では、757年（天平宝字元）8月23日の勅により、30町の「大学寮公廩田」が設定され、「諸生の供給に用」いることが決まったことにより、大学寮の財政は安定し、学生に対する給食も開始されたのである<sup>25)</sup>。なお、8世紀末から9世紀にかけて、基本財産（endowment）である田地は勸学田と呼称が変わる一方、その面積は増え続け、828年には公廩田創設時の6倍に相当する191町にのぼり、大学寮一般経費まで賄うようになった<sup>26)</sup>。但し、830年ころを頂点として、上述したように、大学寮の別曹という各氏族の私的な施設が学生の衣食、宿舍を保障する機能を肩代わりしたことにより、勸学田は消滅の方向に向かったのであった。

## II. 近代的高等教育機関の居住形態

### 1. 清末の高等教育機関の居住形態

外交交渉に当たる総理各国衙門の奏請によって1862年に創設され、翻訳・通訳要員の養成を目的とした京師同文館は、中国の近代的高等教育機関、とくに国立高等教育機関の先駆けであった。1867年、同文館に天文、数学を教える新しい学科を増設すべきであるとの奏請が恭親王奕訢らによってなされた際、奏上文に添付された6か条の規則のなかの第2条には、「各員を常に館に住ませ、講習に資するよう命じられんことを請う」として、同文館で学ぶ者は京師、すなわち首都の官吏であ

るか、それ以外の官吏であるかを問わず、全員館内に寄宿させ、食事は総理衙門が提供すると記され、その理由として次のように述べられている。すなわち、全員が館内に住んでいれば、朝夕に学習内容について質疑応答を行うこともでき、それを積み重ねているうちに効果が現れることが期待しうる。一方、外に住んで、朝に登校し、夜に下校するとなれば、往復の通学時間の無駄が多く、精神も集中することができないというのである<sup>27)</sup>。首都以外の官吏で京師同文館に学ぶ者については、いずれにせよ、どこかに居を定める必要があり、それがたまたま館内であるというふうと考えられなくもないが、通学可能な首都の官吏も館内への寄宿を求めたこの規則は、単に住まいの確保という以上の意義を学内への寄宿に見いだして意義深い。

同規則にはさらに、毎月の手当として、学生に銀10両を支給することも規定されている。京師同文館が最初に創られたとき、およびその前身である俄羅斯文（ロシア語）館では、学生はいずれも科挙合格者ないしすでに任官済みの官僚であったため、当然のこととして手当に関する規定があるが、学校に住むことに関する規定は見られないのである。そもそも同文館が最初に設けられたときには英文のみを教えるもので、学生は十数人にすぎなかったが、その後、仏文・露文の両館が設けられ、さらに上記の天算館が付け加わって、単なる外国語学校であることを脱したのである。これを機に寄宿制が取り入れられたと考えられる。しかし、現実には全寮制にはならなかったらしく、1898年当時の「同文館章程」でも、「在館学生」と「不在館住宿者（館に住まない学生）」との区別が見られる。前者は毎日、春分以降は10時までに、秋分以降は9時までに登校し、提調と呼ばれた管理者に直々に登校の報告をすることになっており、後者についてもまた一斉点呼が行われたのである。所定の登校時間に遅れ、あるいは点呼に集合しなかった者は、罰則として手当が日割り計算で差し引かれることになっていた<sup>28)</sup>。

京師同文館が創設された時期には、清朝の一部開明的官僚の努力によって同様の外国語学校や軍事・技術学校が創設された。当時、各地に創られた外国語学校と軍事・技術学校を見ると、福州船政学堂、両湖書院、浙江求是書院、天津中西学堂など、入学者全員が学内に寄宿したところと、上海広方言館、広州同文館、南菁書院、北京通芸学堂、江南儲才学堂のように必ずしも全員が住んでいたわけではないところがあった。

福建総督・左宗棠の尽力で1866年に創設された福州船政学堂では、学生は入学すると、「端午の節句、中秋節に三日の休みがあり、年末年始の休暇がある以外は日曜日でも休みではなく、毎日、朝起きて夜眠るまで教習や外国人教師の指導の下で訓練を受け<sup>29)</sup>」る厳格な規律の生活を送らなければならなかった。つまり、同校では学生全員が学校内に住むことが義務づけられていたのであり、彼らの指導に当たる教師も学堂内に住んでいたものと思われる。なお、学生には飲食費、医療費が船政局から支出される他、毎月一人当たり銀4両の手当まで支給されていた。一方、南菁書院では「内課生」20人と「外課生」30人に分け、前者のみを住まわせるようにしていた<sup>30)</sup>。また、張之洞らの尽力で1896年に設置された江南儲才学堂では、南京城内に家がある者を除いて全員が学堂内に住むことになっており、毎日3度の食事は全て教習が学生とともに食堂で取り、その際に食事の作法も厳しく躰られている<sup>31)</sup>。

戊戌政変（1898年）をめぐりぬけ、どうにか日の目を見ることになった中国初の本格的な近代的



大学である京師大学堂でも、学生全員の寄宿が実行され、学生は10人が一組になって齋（寄宿舎）で暮らしており、各齋では齋長を選挙することになっていた<sup>32)</sup>。この京師大学堂は創設後まもなく起こった義和団事件の混乱により一時停止に追い込まれた後に再開されたが、京師大学堂について定めた「欽定京師大学堂章程」（1902年）には、備えるべき施設として講堂、学生集会所、蔵書楼、博物館、教室（原語では講堂であり、上記の講堂の原語は礼堂である）と並んで、寄宿舎、寢室、自修室、休憩室、洗面所、医務室、浴室、便所、体操場が記された。寄宿舎については、この2年後に出された「奏定大学堂章程」の中で、「大学に入る学生は皆、有用な人物となる者であり、久しく礼儀作法にも習熟しており、且つ携帯すべき参考書籍もかなり多いであろうから、学生一人ずつが広い宿舍1間を占めて、ゆったりとするようにしなければならない<sup>33)</sup>」と規定された。まさに大変な厚遇であったことが窺われる。但し、堂内の生活の規律は厳格であり、起床、就寝、食事をはじめ一切の行動が決められた時間に行われ、正門の出入りもいちいち調べられ記録され、家族や客と会う場合には必ず寄宿舎の室外で会い、時間も長すぎたはいけないきまりであった。また、食事は食堂で取り、居室で料理したり、お茶を沸かすことや、沐浴、その他の汚れや破損につながる一切のことが禁じられていた<sup>34)</sup>。教習の居住に関しては、光緒33年（1904年）冬の時点で大学堂の敷地内には「教習住室10室、教習休憩室9室<sup>35)</sup>」が設けられていたが、これは教習の人数から見て不十分である。従って、教習の一部は学堂内に住んでいたが、他は大学堂外に住み、通勤していたことが分かる。

今世紀初頭に創られたこの他の高等教育機関にも全寮制をとるところが多かった。例えば、1901年に袁世凱の尽力で創られた山東大学堂は全寮制であり、学堂内の生活は起床から就寝まで厳格な日課に従って送られていた。すなわち、夏は朝5時半、冬は6時に鐘とともに起床し、当日の予習が行われ、食事も朝食、昼食、夕食がそれぞれ夏が7時半、12時半、6時半と決まっており、冬には30分ずつ繰り上げられ、夜9時には就寝の準備をするというものであった<sup>36)</sup>。また、甘肅文高等学堂（1902年設置の甘肅大学堂が翌年改称）では、学堂内の東齋、南齋、北齋の3つの寄宿舎では急増したが学生を収容しきれず、付近にあった既存の武備学堂の施設も借用して学生宿舍を確保した記録が残っている。これらの宿舍には学生のために掃除や水汲み、お使いなどをする齋夫と呼ばれる雇い人が一人ずつ置かれ、また、食事については自ら作る学生もいたが、賄い夫を雇ってグループごとに作ってもらっていた。しかも、同学堂では毎月銀2両ずつ各学生に手当が支給される他、毎月実施される試験での成績優秀者には別に報奨金が与えられていた<sup>37)</sup>。寄宿に要する経費に関して、唐山路鉞学堂、稅務学堂、北洋師範学堂では、宿舍費に加えて食費や教科書、墨、筆なども官費で支給されていた<sup>38)</sup>。一方、青島特別高等専門学堂では学生全員が寄宿舎に住み、制服の着用が定められていたが、経費は徴収されていた。しかし、1909年制定の同学堂の「章程」には、「高等班では毎年の学費若干元、房飯金（宿舍費および食費）若干元。医科を習う者のみは別に若干元を加える<sup>39)</sup>」と記され、具体的な額は不詳ながら、名目的なものではなかったかと推測される。

## 2. 日本の近代的高等教育機関の居住形態

ここで再び日本に目を向け、近代的高等教育機関において寄宿制がどのようにとらえられていた

かを見ておくこととしよう。

わが国の近代的高等教育機関である東京開成学校では、「生徒の大部分は寮舎生で、その生活は、運動の必要、清潔・整頓、礼・信義を説き、室当直や級長の規定を著した生徒心得によって規制されていた<sup>40)</sup>」とされ、東京医学校でも、「本科・予科の生徒のほとんどが寄宿生徒であった<sup>41)</sup>」。しかし、大部分が寮に住んでいたとしても、それは全寮制ではなかったということである。さらに、創設当初、学生の8割から9割もが給費生であったことはいえ学生全員を無償にするといったことはなく、しかも公的な経済的援助を受ける学生の比率は、次第に下がっていった<sup>42)</sup>。

一方、工部大学校（工学寮工学校から改称）、司法省の法学校（明法寮から改称）、北海道開拓使の札幌農学校、内務省の駒場農学校など、諸官庁所管の専門教育機関では創設当初にはいずれも全寮制を採り、官費生を主体としていた<sup>43)</sup>。しかし、これらの諸官庁所管の専門教育機関では、官費生制度は1870年代末から80年代初めにかけて、「財政的困難を主要な表面上の理由<sup>44)</sup>」として急速にくずれ、私費生中心の体制に移行していった。さらに、これらの専門教育機関は文部省への漸次移管や東京大学への合併により、最終的に姿を消し、これらの専門教育機関に見られた全寮制も東京大学への合併後、次第に後者の慣行に倣って、崩れていったのである。

全寮制が後退する中であって、全寮制や給費制度が貫かれたのは師範学校であった。1872年（明治5）に東京に創設された最初の師範学校では、「生徒ハ都テ官費タルヘキ事<sup>45)</sup>」として、全員に一人当たり月額10ないし8円が給付されていた。次いで、文部省は翌73年4月に指令を發し、師範学校の生徒は従来通学していたが、将来教員として生徒の指導に当たる者であるから、学業は勿論のこと、人物も方正善良であることが必要であり、それらを磨くために寮に入れて教育すべきであるとし、同年5月には旧昌平校の書生寮に全員を収容したのである<sup>46)</sup>。やがて各府県に創られた師範学校においても、文部省委託金をはじめ、学区、小区の区費、勤務校の校費などによる生徒に対する給費の財源が確保され、1883年の「府県立師範学校通則」により、府県立師範学校生徒の寄宿費は全て学校から支給されることになったのである<sup>47)</sup>。その後創設された高等師範学校、女子高等師範学校においても、状況はほぼ師範学校と同様であり、寄宿舎のもつ教育的意義は強く意識されていた<sup>48)</sup>。

この他、わが国では、旧制高校の寮生活の様子が、青春につきものの寮生の破天荒な行動とともに今日でも語り草になっている。しかし、「完全に全校全寮制を実施していたのは一高のみであって、通常の収容力は1学年の人数に相当する200人前後を定員とするものが多く、建て前としての全校全寮制との間には差が見られた<sup>49)</sup>」という。

### 3. 民国期的高等教育機関の居住形態

上述したように清末の近代的高等教育の草創期においては、ほとんどの教員が学内に居住するのは一般的でなくなっただけでも、古代大学の伝統を受け継ぎ、多くの高等教育機関において学生が学内に居住する形態が引き続き採られた。当時、国家のための有為の人材となることが期待された彼ら学生のために宿舍や食事や勉学に必要な経費が準備されるのは当然のことと考えられ、寄宿制のもつ教育的機能にも着目されていたことが分かる。ところが、辛亥革命を経て成立した中華民国

の時代には、教員の学内居住が崩れたのみならず、学生の全寮制も次第に後退していったことが看取しうる。その原因は主として経費不足であった。

民国元年の1912年5月、京師大学堂の後身である北京大学では、経費不足のため、次学期以降、授業料は引き続き免除するものの、宿舍費は一律に徴収することが決まった<sup>50)</sup>。14年までに学生数は倍増し、教室・宿舍ともにきわめて窮屈になったが、そうした状態は経費不足のために容易に解消されず、学生から徴収する宿舍費を20年間にわたって返済にあてる計画で、16年ようやく新しい宿舍が建てられたのである<sup>51)</sup>。この時期に学生が全員学内に住めたのか否かは未詳であるが、きわめて疑わしい。しかもその後、軍閥政府の統治下ならびに蒋介石率いる国民党政権下の北京大学は慢性的な経費不足に直面しており、1929年当時有していた4つの学生宿舍では学生全員を収容することができず、「約3分の1の学生は学校の宿舍に寄宿できなかった<sup>52)</sup>」のである。上述した清末の恵まれた状況から大きく様変わりしたことは明らかである。

この他の民国時代の幾つかの公・私立高等教育機関では、通学を望む者については許可されていた。例えば、直隸公立工業専門学校では、「本市（北京）の学生で学校の許可を得た者の除き、一律に学校の宿舍に住まなければならない。所属の科や学年を問わず、自由に集まり、うまく組み合わせができれば、名簿を学監室に登録する。8人1部屋とする<sup>53)</sup>」とされ、北京農業専門学校では、「学生で通学を望む者はそうすることができるが、学年始めに親族ないし保証人が通学の理由を詳細に報告し、予め本校の許可を得なければならない<sup>54)</sup>」と定められていた。また、北京美術学校のように一律に通学制を採るところも現れた<sup>55)</sup>。このように、民国期に入って学生全員が学内に住むことを要求しない傾向が概ね強まったように思える。

しかしながら、師範学校、高等師範学校では依然として全寮制が継続されており、この場合は次世代の教育に当たる師範系学生に対する特別の配慮とともに、全寮制の教育的意義が重視されたためと考えられ、それは日本のやり方に倣ったと理解すべきものである。例えば、北京高等師範学校では、北京出身者に限り土曜、日曜の帰宅が許されていたのであり、一方、授業料、宿舍費はもとより、夏・冬の制服や外套、皮靴、医療費などが全て学校から支給されていた<sup>56)</sup>。別の例として南京高等師範学校も例外なく全寮制がとられ、宿舍費および食費は学校から支出されていた。但し、同校の場合には、制服費、文房具、雑費などは学生の自弁となっていた<sup>57)</sup>。

また、全寮制が後退した原因は主として経費不足であったと述べたが、それを立証することとして経費の潤沢なところでは全寮制が続けられていた事実がある。義和団賠償金のアメリカからの一部返還金を財源に設置されたアメリカ留学予備学校としての清華学堂（民国になって学校と改称）はその典型である。学生全員が住んでいた同校の宿舍は条件がよく、水道・暖房・衛生の設備は整い、一人の労働者の1か月分の給料に相当する額である1か月7元の食事が提供されていた<sup>58)</sup>。

教員の校内居住に関連して、清華学校では教員のための宿舍が多く校内に設けられ、「かなり安い家賃で設備のよい家を借りることができた<sup>59)</sup>」というが、高等教育機関を全体として見た場合、教職員については校内に住まないのが一般的であったと思われる。例えば、交通部第一交通大学は南洋公学（1896年創立）以来の長い歴史と伝統をもち、かなり完備された施設を有していたが、同校の1928年当時の教職員一覧に記載された管理科、電機科、機械科の3学科の教員は55人であり、彼らの

うち住所の記載のない5人を除いた50人の住所を見ると、学内に住んでいたのは12%に相当する6人にすぎないのである<sup>60)</sup>。

### III. 戦時下の高等教育機関の居住形態

以上述べてきたように、師範系教育機関を例外として、中国でも日本でも、近代的高等教育機関における全寮制は時代の推移とともに次第に崩れていった。とりわけ清末の中国では古代大学からの伝統を受け継いで全寮制が一般的であり、一部では学生はもとより教員までもが学内に居住することすら行われていたことを思えば、これは大きな変化であった。日本の場合、近代的高等教育機関ではせいぜい学生全寮制が当初見られただけであり、教員の学内居住はほとんど行われなかったのである。しかしながら、新たな事態が再び関係者の学内居住形態を中国で蘇らせることになった。戦争である。

蘆溝橋事件により勃発した日中戦争の戦火は急速に中国国内に拡大し、各地の大学にも直接被害が及ぶようになった。戦火に晒される各校にとって考えうる選択は三通りであった。第一に、戦争中は運営を停止して休校とすること、第二に、日本軍に侵害されつつも元の所在地に居続けること、第三に、戦火の及び難い非占領地区へ避難、移転すること、である。実際のところ、第一の選択を行ったところは、当時存在した高等教育機関108校中の17校であり、大多数の77校は第三の方法を採ったのである<sup>61)</sup>。

北京、清華、南開の3大学は教育部の命により北京陥落前に北京および天津を離れ、まず37年10月25日に湖南省長沙で連合して長沙臨時大学を結成したが、同年末には戦火が長沙まで迫ったために、再び移動を開始し、1680キロに及ぶ長旅を経て雲南省昆明に至り、1938年4月に同地で国立西南聯合大学と改称して開校した。西南聯大は当初、昆明市内にあった既存の学校や同郷出身者会館を借りるとともに、昆明の約200キロ南の蒙自にも分校を設け<sup>62)</sup>、その後39年夏には昆明市大西門外に土地を買い求め、新キャンパスを建設している。新キャンパスには泥壁で草葺き屋根の100余りの平屋とこれより少し高い図書館および食堂が作られ、平屋の建物は、文、理、法商の3学院の教室、実験室、学生宿舎として使われたものであった<sup>63)</sup>。教職員の宿舎としては、借用していた昆華師範学校の施設に設けられていたこともあったが<sup>64)</sup>、それだけでは不十分であり、しかも「昆明市内は家賃が非常に高かったことと、空襲を避けることもあって、多くの教員は近隣の農村に住み、授業のために10数里から数十里も歩いて大学に通っていた<sup>65)</sup>」という。

別な例として、国立中央大学（南京大学の前身）は、やはり教育部の命令により四川省重慶に疎開し、重慶郊外沙坪壩にあった重慶大学の所有地の一部を借りて臨時校舎を建設し、37年11月1日に開学した。その後も、医学院および附属国立牙医（歯科）専科学校のために成都市にあった華西大学の施設の一部の借用を図るなど、疎開先の既存の高等教育機関の協力を得て教育を継続していったが、増加する学生を収容しきれなくなり、あわせて隣接する工場群を目標とした空襲を避ける上からも、新たに分校の建設を行うことになった。こうして重慶から嘉陵江を30キロ遡った柏溪に分校が設けられたが、町から離れたこの地では通学することも、近隣の民家に住むこともできな

かったため、教職員宿舎、学生宿舎が作られた。ここでは同じキャンパス内に学生、教職員の関係者全員が住まう形態が見られたのである。こうした「大後方」と呼ばれた奥地に疎開した諸大学の宿舎の状況について、「各学校では普通、数10人ないし数100人が藁葺家の土間にぎっしりと詰め込まれた二段式ベッドに眠った。夏でも紗張りの窓など当然なく、南京虫や蚊、蠅が猖獗する程度は、想像を絶するものだった<sup>66)</sup>」というし、「風雨を避けられない草葺き家では、傘を差して眠った<sup>67)</sup>」という。

一方、戦時下の共産党支配地域、いわゆる解放区に存在した各種の幹部養成機関では、抗日軍政大学の「学生募集要項」が、「入学後、学費および食費・宿舎費の徴収を一律に免除する。学生が必要とする軍服などは学校が支給する。但し、来学時の際の旅費および自己の必要とする寝具などは自分で準備しなければならない<sup>68)</sup>」と規定していたことに代表されるように、衣食住の全てが提供されることを特徴の一つとしていた。それは、第一に、軍や党の将来の幹部要員を養成するための機関という性格によるものであり、第二に、周囲を包囲された環境の中では、丸抱え的な援助なしには勉学を続けられなかった現実的ニーズによるものであった。そして、住居や食料に関する切迫した条件は教職員についても同様であった。

ただ衣食住が保障されたとはいっても、解放区は陝西省北部の黄土地帯をはじめとして、元来がやせた土地であり、加えて、敵の攻撃に晒される環境の下で、ゆとりのある待遇を望むことはできなかった。宿舎は黄土の丘陵地を学生自らが掘って作る「窟洞」と呼ばれる洞穴式の住居であった。抗大の場合、1937年10月、「2週間で150の洞窟を完成し、2週間で5人が1個の洞窟を完成する」計画が立てられ、10月21日から11月15日までの突貫工事により完成したのみならず、掘られた洞窟は170個になるというように、計画を超過する成果を挙げている<sup>69)</sup>。宿舎の実情を示す例として、青年訓練班の場合を見れば、「土間あるいは床の上に草を薄く敷き、まわりを煉瓦で囲んでいる。これが学生の寝室であり、自習室であった。討論会などもここで開かれ、各クラスに2晩に1本の割りで質の悪い蠟燭が配られた<sup>70)</sup>」という。

なお、延安大学の学生・職員の休暇願いに関する規則には、「家が延安にあるか、あるいは延安に配偶者のいる学生や職員は、土曜日に家に帰り泊まってもよいが、クラス担任、責任者に知らせなければならない<sup>71)</sup>」と定められた。当時の幹部養成機関では一般に起床から就寝まで細かく定められた日課に従った学習と生活が送られていたのであり、宿舎は住んでも住まなくてもよいものではなく、そこでの生活も訓練の一部であったことをこの規定は示している。解放区では教職員と学生とが、食事、居住、労働、学習、娯楽の5つのものを共にする「五同」の集団生活を送る中で、まさに同志的な連帯と緊密な人間関係を強めていったとされる。劣悪な生活条件が却って質素儉約、刻苦奮闘の革命的気風を生み、それは永く継承さるべきものと見做されるようになったのである。

#### IV. 建国前後の高等教育機関の居住形態

さて、日本の敗戦により日中戦争は終結した後、奥地へ移転していた沿海諸都市の大学は元の所在地への帰還を開始した。帰還に際しては、人員、図書、器材などを輸送する手段の確保とともに、

戦争中に荒廃した戦前のキャンパスの諸施設を修復し、必要な設備を確保することが大問題であった。大学の本来の所在地出身の学生には帰るべき家のある者もいたかもしれないが、多くの学生は戦後の混乱の中で寄る辺がなく、大学によって宿舍が与えられなければ、勉学を続けることは不可能であり、宿舍の確保が不可避的な課題となったことはいうまでもない。例えば、清華大学では帰還後の学生数は開戦前に比べ倍増していたが、学生宿舍を拡張する財政的余裕はなく、2棟の教室用の建物が急きょ宿舍に転用された。それでも10~20人が1部屋に詰め込まれ、衛生状態も良くなかったという<sup>72)</sup>。住居が必要であったのは学生ばかりではない。大学は教職員およびその家族の宿舍を確保することも必要であった。重慶に移転していた前述の中央大学の場合、「本校では戦前には教職員および家族の宿舍を供給することはしなかった。しかし、このたびの復員、南京への帰還では住居の問題が深刻であり、かつ学生も5倍余りに増えた。教職員と学生の宿舍問題を解決するためには、宿舍の建築準備を行わなければならない、まず先に土地を購入しなければならない<sup>73)</sup>」と考えられた。同校では、新しい宿舍が建つまで、「大部分の教室を学生の臨時宿舍とし、その他の教室の一部を教職員と家族が暫時住むようにせざるを得なかった<sup>74)</sup>」のである。しかも、日中戦争の終結による平和も束の間、やがて国共内戦が始まっており、大学が学生および教職員の宿舍を確保しなければならない状況が続いたまま、解放ならびに中華人民共和国の建国を迎えたのである。

ところで、中華人民共和国の法規や指示の中に学生の全寮制や教職員の学内居住を定めた規定はなく<sup>75)</sup>、自然な成り行きとして根付いていったとしか考えようがない。解放後、人々は職場や学校などいずれか一つの機関に帰属し、この主たる帰属機関を自らの「<sup>ダンウェイ</sup>単位」と呼ぶようになった。そして、各単位はそれに属する人々の生活の一切の面倒を見ると同時に一切を統制する社会の仕組みができ上がった。ある大学を自らの「単位」とする者であれば、宿舍も「単位」である当該大学によって配分されるはずのものになった。上述した解放区での体験をもつ新政権の幹部にとっては、とくに将来の幹部とその養成に関わる教職員など関係者すべてに丸抱え的な待遇と福利を与えるやり方は十分に慣れ親しんだものであった。

また、新国家の政策との関連でいえば、労働者・農民出身層の学生に大学で学ぶ機会を与えるという新政権の政策を現実のものにし、彼らに大学の門戸を実質的に開くためには、無償で宿舍を提供することが必要な措置となった。大学所在地出身の学生は自宅からの通学も可能であったかもしれない。しかし、建国後の新しい住宅政策の下で個々の家庭に配分される住宅は、学生が勉強部屋をもてるほど余裕のあるものではないのが一般的であった。通学のための交通機関もそれほど便利ではなかった。従って、たとえきわめて限られた空間であっても、学生寮内に居住できるのはいかなる学生にとっても好ましいことであった。

加えて、建国前後から学生に対して思想教育を実施する上でも、すべての学生を寮に住まわすほうが管理上好都合であった。教員も同じキャンパスに住み、起床から消灯まで決まったスケジュールに従って送られる集団生活を通じて、生活の細部にわたる指導が可能となり、統一理念の下での教化を徹底することができると考えられたのである。

## おわりに

大学構内に学生とほとんどの教職員が住んでいるという中国の大学の在り方は、以上述べてきた歴史的経緯の中で形成されたものであり、古代大学から清末の近代的大学までほぼ普遍的に見られた後、民国期に後退していたものが復活したということができよう。しかし、中華人民共和国建国後の大学における居住形態に直接的な影響を及ぼしたのは解放区での慣行であったと考えて差し支えないであろう。しかも、解放区型大学のみならず、国民党統治下の大後方の諸大学でも、戦時下という特殊な条件の下で、学生はもとより教職員の一部にまで宿舎を提供することが広く行われていたために、建国前と後とのスムーズな連続が可能となったのである。

しかし、宿舎を提供することは必ずしもキャンパス内ないしその付近に住むことを意味しない。大学から離れたところに宿舎があっても不思議ではないのである。にもかかわらず現実には構内に宿舎が設けられたのは、やはり学校という教育の場に住む伝統が脈々と生き続けており、その教育的意義が重視されたからであろう。わが国のように、中国の影響を直接受けた古代の大学寮を除いて、学生の大寮制および関係者の学内居住が主たる形態にならなかった歴史を中国が経てきていたならば、現在の居住形態が中華人民共和国の時代に定着することはなかったのではあるまいか。

冒頭に述べたように、この方式の最大の欠陥はそれに伴う財政的負担であり、民国期における後退も結局は経費不足が原因であった。悪いことに、中華人民共和国では社会主義的「丸抱え」の弊害が加わった。つまり、学生は卒業とともに寮を離れていくが、教職員は退職後も、さらには大学に勤務していた者が亡くなった後も宿舎は返還されることなく、その家族によって占用され続けるのである。かくて教職員宿舎に対する需要は膨らむ一方となり、大学の財政を圧迫するようになるのである。永い歴史の中で保持されてきた学生および教職員の学内居住方式が有する豊かな教育的意義や効用は認められながらも、その問題点が指摘される所以である。

### 【註】

- 1) 拙稿「中国の大学改革の一側面—通学制大学—」、『IDE現代の高等教育』No.214, 1980年10月号, 57~62頁
- 2) 熊明安『中国高等教育史』, 重慶出版社, 1988年, 86頁
- 3) 孟憲承, 陳学恂, 張瑞藩, 周子美編『中国古代教育史資料』, 人民教育出版社, 1961年, 151頁
- 4) 熊明安, 前掲書, 105頁
- 5) 孟憲承他編, 前掲書, 184頁
- 6) 熊明安, 前掲書, 196頁。なお、唐代には学生の入学時の教師に対する謝礼慣行も明文化されている。「束脩の礼」と呼ばれ、国子学、太学の学生は一人当たり絹3匹、酒1壺、肉1塊を贈るものであり、教師の側はその5分の3を博士が、5分の2を助教が受け取るようになっていた(同上書, 202頁)
- 7) 同上書, 236頁

- 8) 宋代には、蘆山（江西省蘆山五老峰下）にあった白鹿洞書院，河南省商丘の応天府書院，河南省の嵩陽書院，湖南省長沙の丘麓書院の、「天下四大書院」や河南省衡陽の石鼓書院，江蘇省の茅山書院，浙江省の麗澤書院など有名な書院が各地に生まれた。
- 9) 孟憲承他編，前掲書，246頁
- 10) 熊明安，前掲書，365頁
- 11) 孟憲承他編，前掲書，270頁
- 12) 久木幸男『日本古代学校の研究』，玉川大学出版部，1990年，58～59頁
- 13) 同上書，212頁
- 14) 同上書，211～213頁
- 15) 石川謙『近世の学校』，高陵社書店，昭和32年，41頁
- 16) 同上書，34頁
- 17) 笠井助治『近世藩校の総合的研究』，吉川弘文館，昭和35年，210頁。寮のあった藩校の例として庄内藩の致道館では，学生が5等級に分けられ，寮は通学の便を図るためではなく，選ばれた成績優秀者に対して特別の教育を施すところであった（同書，211頁）。また市中から遠く離れたところに位置していた岡山藩の閑谷学校では「学房」と呼ばれる宿舎が設けられていたが，それも単なる生活の場ではなく，上級者が下級者に対して教育指導を行う場としての機能を果たしていたことが窺える。文化11年（1814年）の「課業規制」には，「学房一局々々大生小生見合，四五人程宛一所ニ指置，毎局大生一人頭分相極，諸事取メリ仕」と記されているのである（閑谷学校史編さん委員会編『閑谷学校史』，閑谷学校史刊行会，昭和46年，75頁）。
- 18) これらの私塾に関しては，R. ルビンジャー著，石附実・海原徹訳『私塾』，サイマル出版会，1982年に詳しい。
- 19) 熊明安，前掲書，197頁
- 20) 同上書，258頁
- 21) 同上書，334頁
- 22) 同上書，366頁
- 23) 同上書，294頁
- 24) 天平2年（730年）に初めて，今日の大学院生に相当する得業生に対して食料・衣服を支給する措置が採られたことから，大宝令・養老令制定当時には，学生は束脩の他，食費や学用品も自己負担していたと考えられるとされる（久木，前掲書，58頁）。
- 25) 同上書，100頁。公廩田の設定により，大学寮の直接収入源を確保したのは，本来，中央官庁の経費を地方から貢納される庸・調・春米・年料交易物などによってまかなうという律令制の原則に反するものであり，また，当時の状況から見て，給食の財源を公廩田に求めなければならない必然性は乏しく，この措置はむしろ，太政官や民部省の制約なしに大学寮の財源を確保する「教育財政の独立」を意図を含んだものであったと考えられる。また，公廩田により食料を供給できたのは130名の学生と試算されている（同上書，101頁）。
- 26) 同上書，110頁



- 27) 朱有璣主編『中国近代学制資料』1上, 華東師範大学出版社, 1983年, 16~17頁
- 28) 同上書, 21頁
- 29) 同上書, 356頁
- 30) 同上書, 420頁および427頁。なお, 「内課生」には毎月5000文の手当も与えられた。
- 31) 同上書, 562頁
- 32) 同上書, 669頁
- 33) 朱有璣主編『中国近代学制資料』第2輯上冊, 華東師範大学出版社, 1987年, 816~817頁。この頃の京師大学堂に学んだ学生の回顧録によれば, 二人一部屋の宿舍であったとされ(王画初「記優級師範館」, 『北京大学五十周年記念特刊』, 出版年記載なし, 9頁), 「章程」どおりの一人部屋は実現していないが, 厚遇には違いない。
- 34) 朱有璣主編, 前掲書, 第2輯上冊, 899頁
- 35) 莊吉發『京師大学堂』, 国立台湾大学文学院, 1970年, 126頁
- 36) 朱有璣主編, 前掲書, 第2輯下冊, 799頁
- 37) 朱有璣主編, 前掲書, 第2輯上冊, 671頁
- 38) 朱有璣主編, 前掲書, 第2輯下冊, 160, 371, 564頁
- 39) 朱有璣主編, 前掲書, 第2輯上冊, 683頁
- 40) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史3・学校教育(1)』, 1974年, 790頁
- 41) 同上書, 798頁
- 42) 例えば, 1885年(明治18)の東京大学各学部の官費生, 給費生, 自費生の比率は, 法政学部2:27:32, 理学部で1:15:14, 文学部で1:14:5, 医学部で1:9:236である(同上書, 1227頁)
- 43) 同上書, 828~829頁
- 44) 同上書, 1240頁
- 45) 同上書, 866頁
- 46) 同上書, 867~868頁
- 47) 同上書, 1293頁
- 48) 同上書, 1495頁。例えば, 奈良女子高等師範学校では, 「殊に寄宿寮は訓育上重大なる関係あるものなるを認め約十名を一団とする数多の舎に分ち一舎を持って一家に擬し協同和樂して心身を休養すると共に学業を修習し徳行を錬磨し兼ねて家事を実習せしめ身辺衣服調度舎室等の清潔整頓より炊事湯浴等に至るまで皆自ら之を為して其の勞に服し其の事に慣れせしめる」と定められていた。
- 49) 旧制高等学校資料保存会編『資料集成旧制高等学校全書・第六卷 生活・教養編(1)』, 旧制高等学校資料保存会刊行部, 1983年, 31頁
- 50) 蕭超然, 沙健孫, 周承恩, 梁柱『北京大学史1898-1949』, 上海教育出版社, 1981年, 29頁。一時免除されることになっていた授業料も12年9月の「学校徴収学費規定」の公布後は, 北京大学をはじめ全ての公立高等教育機関で徴収されることになった。

- 51) 同上書, 32~33頁
- 52) 同上書, 169頁
- 53) 朱有璣主編, 前掲書, 第3輯上冊, 695頁
- 54) 北京農業大学校史征集小組編『北京農業大学校史』, 1990年, 82頁
- 55) 朱有璣主編, 前掲書, 第3輯上冊, 807頁
- 56) 北京師範大学校史編写組編『北京師範大学校史(1902年-1982年)』, 北京師範大学出版社, 1982年, 32頁
- 57) 南京大学校慶弁公室校史資料編輯組・学報編輯部編『南京大学校史資料選輯』, 1982年, 32頁および38頁
- 58) 朱有璣主編, 前掲書, 第3輯上冊, 572頁。こうした厚遇にもかかわらず, 金のある学生は料理がよくないのが気に入らず, しばしば外のレストランで食事をしていとされる。
- 59) 清華大学校史編写組編『清華大学校史』, 中華書局出版, 1981年, 64頁
- 60) 交通大学校史撰写組編『交通大学校史資料撰編1927-1949』第一卷, 西安交通大学出版社, 1986年, 558~570頁
- 61) 延安時事問題研究会『抗戦中的中国文化教育』, 上海人民出版社, 1961年, 41頁
- 62) 昆明では理学院, 工学院が昆華農業学校, 昆華工業学校, 昆華師範学校, 昆華中学の後者や拓東路施西会館, 全蜀会館, 江西会館など同郷者会館の施設を借用し, 蒙自分校には文学院, 法商学院が置かれたが, 蒙自分校は1学期間だけで廃止された。
- 63) 前掲, 『北京大学校史』, 217頁。
- 64) 1938年9月28日, この教職員宿舎は爆撃され, 死傷者がでたという(西南聯合大学北京校友会校史編輯委員会編『国立西南聯合大学校史資料』, 北京大学出版社, 雲南人民出版社, 1986年, 16頁)。
- 65) 前掲, 『清華大学校史』, 305頁
- 66) 延安時事問題研究会, 前掲書, 80頁
- 67) 前掲, 『清華大学校史』, 305頁
- 68) 陝西師範大学教育研究所編『陝甘寧辺区教育資料・高等教育和幹部学校部分(上冊)』, 教育科学出版社, 1981年, 1頁
- 69) 動員社『抗大動態』, 1939年, 39~42頁(邦訳は『抗日軍政大学の動態』, 関西大学東西学術研究所, 昭和40年, 35~38頁)
- 70) 同上書, 31頁
- 71) 陝西師範大学教育研究所編『陝甘寧辺区教育資料・高等教育和幹部学校部分(下冊)』, 教育科学出版社, 1981年, 133頁
- 72) 前掲, 『清華大学校史』, 432校
- 73) 前掲, 『南京大学校史資料選輯』, 397頁
- 74) 同上書, 403頁
- 75) 筆者は関係の規定を捜すべく長らく努力したが, 発見できずにいたところ, 北京師範大学教育

科学研究所の蘇渭昌教授は、筆者の求めに応じて、建国当時の教育部の中で自ら高等教育行政の中枢にあって政策の立案、執行に当たっておられた3人の幹部職員の方に問い合わせ下さった。関係規定が存在しないという事実は、こうして確認したものであり、付記して蘇渭昌教授に謝意を表したい。

## The Origin and Development of the Form of On-campus Dwelling at Chinese Higher Education Institutions

Yutaka OTSUKA\*

One of the unique features in the eye's of Japanese observers visiting Chinese universities and colleges is the fact that most of the teaching and administrative staff, as well as all students, live on campus. Consequently, the campus functions not only as a center for learning and research, but also for living. This paper intends to make clear the origin and developments thereafter of this unique feature of Chinese universities and colleges with some comparative notes between China and Japan.

At the pre-modern institutions of higher learning in China (Tai-xue, Guozijian, etc.), students were generally required to live in dormitories and faculty members also sometimes lived on campus during some eras, such as Ming and Qing Dynasty. Not only public institutions, but private academies called "Shuyuan", were places where both teachers or masters and students or disciples lived together and pursued their studies. On the other hand, on-campus dwellings were not general practice at Japanese pre-modern institutions of higher learning, although students were required to live in dormitories at so-called "Daigakuryo", which were formed under the strong influence of the school system of the Tang Dynasty. At some private academies (shijuku) as well as a few domain schools in Japan, disciples lived within the academy, but most of the institutions, including Tokugawa Confucian Academy (Shoheiko), did not necessarily require their students to dwell on campus.

At the early modern institutions of higher learning in China, campus dwelling was recognized as a custom of educational significance and was preserved. However, mainly due to the shortage of financial resources in the years of the Republic of China the on-campus dwelling severely decreased. At the modern Japanese institutions of higher learning in the early Meiji period, on-campus dwelling was adopted in the initial stage but soon relinquished. It has been never accepted widely. The only exception in both China and Japan were the normal schools, where on-campus dwelling was rigorously preserved.

Thus, the on-campus dwelling diminished even in China. However, it was revived under the

---

\* Associate Professor, R.I.H.E., Hiroshima University

severe living conditions during the war in China. Particularly in the so-called liberated areas under the communist regime students were supplied with clothes, foods as well as residence, although all were poor, minimum quality. The government of the People's Republic of China, inheriting the many ways and practices in the liberated area kept on adopting the form of on-campus dwelling at the institutions of higher education in the new state. It was the requisite for opening the university door to the peasant and proletariat students and also the most favorable way to carry out the ideological indoctrination effectively within universities and colleges.

